

<一般委託>

横須賀市災害リスクマップ作成業務委託(一般委託)仕様書

横須賀市災害リスクマップ作成業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙「横須賀市災害リスクマップ作成業務委託特記仕様書」のとおり
2	履行期間	契約の締結日から令和6年2月29日
3	施行場所	横須賀市市長室危機管理課の指定する場所
4	業務内容	別紙「横須賀市災害リスクマップ作成業務委託特記仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「横須賀市災害リスクマップ作成業務委託特記仕様書」のとおり
6	関係法規	別紙「横須賀市災害リスクマップ作成業務委託特記仕様書」のとおり
7	資格要件	別紙「横須賀市災害リスクマップ作成業務委託特記仕様書」のとおり
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	横須賀市市長室危機管理課 安西 (ダイヤルイン:046-822-9708)

<指示又は希望事項>

グリーン物品購入 及び 環境配慮関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。</p> <p>(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
--------------------------	--

横須賀市災害リスクマップ作成業務委託特記仕様書

第1条 目的

土砂災害防止法、水防法等に基づき、各種災害を想定し得る災害の危険度を把握可能な災害リスクを可視化し、住民に分かりやすく提供することで、地域防災力の向上を図るための、横須賀市災害リスクマップを作成することを目的とする。

第2条 業務委託名

横須賀市災害リスクマップ作成業務委託（以下「本業務」という）

第3条 準拠する法令等

本業務を受託した者は、次の法令等に準拠しなければならない。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 土砂災害防止法
- (3) 砂防法、地滑り等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）、同法施行令及び施行規則
- (4) 水防法、同法施行令及び施行規則
- (5) 海岸法、同法施行令及び施行規則
- (6) 河川法、同法施行令及び施行規則
- (7) 津波防災地域づくりに関する法律、同法施行令及び施行規則
- (8) 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）
- (9) 水害ハザードマップ作成の手引き
- (10) 津波ハザード作成の手引き（平成 23 年度版）
- (11) 神奈川県土砂災害警戒区域等区域マップ
- (12) 神奈川県作成の津波浸水想定区域図
- (13) 津波浸水想定区域図作成マニュアル
- (14) 神奈川県新たな津波浸水予測図及び解説書
- (15) 神奈川県地域防災計画
- (16) 横須賀市地域防災計画
- (17) 測量法、同法施行令
- (18) その他関係法令（土砂災害警戒避難、避難情報に関するガイドライン）等

第4条 提出書類、作業種別等

受託者は、本業務の実施に先立ち、予め次の書類を提出し、委託者の承認を得るものとする。また、本業務は公共測量に準じ地図調製（空間情報処理）の手法により、主任技術者及び作業班長は測量士を配置（技術者には測量士補、公益社団法人 日本測量協会が認定する地理空間情報専門技術者 GIS2 級以上及び防災調査を配置）し着手時に書類を提出することとする。

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者、作業班長届、技術資格証（写）及び雇用（正規）を証明する書類
- (3) 行程表
- (4) その他、委託者が必要とする書類

第5条 業務履行期間

本業務の履行期間は、契約の締結日から令和6年2月29日までとする。

第6条 検査・完了

受託者は、本業務の完了後、次の書類を提出し、委託者の完了検査を受け、委託者が修正を必要と認めたときは速やかに修正を行わなければならない。また、これにかかる費用は受託者の負担とする。

- (1) 完了届
- (2) 成果品
- (3) その他委託者が必要と認める書類

第7条 貸与物

以下の各号について貸与する。

- (1) 横須賀市 1/2,500 都市基本計画図データ（DM データ）
- (2) 神奈川県想定区域データ（shape データ）及び付帯資料
 - ・土砂災害警戒区域
 - ・洪水浸水想定区域
 - ・内水浸水想定区域（データは横須賀市上下水道局が所持）
 - ・高潮浸水想定区域（東京湾側については、現在神奈川県が見直し中であるが、今年度公表予定であるため、神奈川県から公表があり次第データを貸与）
 - ・津波浸水想定区域
- (3) 横須賀市地域防災計画

(4) その他必要とされる資料

第8条 業務内容

本業務は、横須賀市の災害リスクマップ及び防災啓発情報を作成するものである。業務内容は次のとおりとする。

(1) 計画準備・資料収集・整理等

業務に先立ち、本業務が円滑に実施できるよう十分な計画準備を行い、災害リスクマップ及び防災啓発情報を作成する上で必要な資料を収集・整理し、技術的方針を十分検討するとともに、業務体制及び作業行程等、業務全般の実施計画書を作成する。

(2) 災害リスク（ハザード）マップの検討

神奈川県が作成した想定区域図及び基礎調査資料の内容を把握し且つ横須賀市の地域特性を踏まえ、避難所等の記載事項等について検討・確認を行い、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、津波浸水想定区域災害リスクマップに記載する地図の表示方法、レイアウト、縮尺等を決定する。上記の検討に際しては、必要に応じて現地確認等を実施する。

(3) 防災啓発情報の検討

円滑な警戒避難を確保する上で、警戒避難時に活用できる情報や、平常時における各種災害（土砂災害、洪水、津波、内水、高潮）に関する情報等を住民にわかりやすく提供するため、次について検討する。

災害リスクマップの概要、各種災害の基礎知識、各種災害に関する情報の入手・伝達方法、避難の知識（避難準備・指示等）、防災情報の目安（注意報・警報の基準等）、日頃の心得等、減災行動一般（備蓄品、自宅の安全対策、家族防災会議）

(4) 災害リスクマップ、防災啓発情報の作成

以下の災害リスクマップ、防災啓発情報を作成する。

① 災害リスクマップの作成

(ア) 基図（地形図）

a. 横須賀市都市計画基本図（1/2,500DM データ）をもとに、地図情報システム（GIS）等によるコンピューター処理により座標展開（平面直角座標 9 系）し、作成対象地区及び全市の図形を地図調製作業（空間情報処理）の手法により基図を作成する。

b. 緯度・経度線を表示する。

(イ) 記載項目（ハザードマップ地図情報）

a. 基図上に、次の記載事項等をピクトグラムや記号、色分け等で分かりやすく表示する。

b. 神奈川県が作成した津波浸水想定区域データ（GIS データ）をもとに、データ変換等を行い、基図との整合性、精度を十分に考慮しながら各種図式設定を行い点、線、面情報を組み合わせてハザードマップを作成する。ハザードマップには、次の事項を記載すること。

- ・土砂災害警戒区域
- ・洪水浸水想定区域
- ・内水浸水想定区域
- ・高潮浸水想定区域
- ・津波浸水想定区域
- ・海拔ライン
- ・風水害時避難所
- ・市役所、コミュニティセンター、その他公共施設
- ・消防署、消防分署、出張所、消防団詰所
- ・警察署
- ・津波避難ビル
- ・広域避難地、震災時避難所
- ・その他協議の上決定した事項

c. 家屋、道路等、避難に必要な情報が明確に判別できるように工夫する。

d. 浸水深の色分けは、各ハザードマップ作成の手引きに準じる。

e. 視覚的に色覚弱者に配慮（カラーバリアフリー）した配色とする。色弱タイプ（3タイプ P,D,T 型）に適合するよう、配色と意匠に留意する。

f. 余白部には、イラスト、テキスト、図表、地図の開設等を用いて、タイトル、方位凡例、位置図、縮尺等を挿入する。

g. 水系（河川）の名称

h. 市内を 8 分割して地区割り（追浜・田浦・逸見、西 1、西 2、北下浦、久里浜、浦賀、大津、本庁）を行い、正縮尺を 1/10,000 程度の範囲となるように分割し、A1 判表に災害リスクの啓発記事、裏にそれぞれの地区を配置し、全体で 1 枚の災害リスクマップとなるように作成する。（別紙 1、2 参照）

② 防災啓発情報の作成

次の内容などについて、委託者と協議の上、タイトル、イラスト、テキスト、図表などを用いて分かりやすく編集し掲載する。

（ア）災害リスクマップの見方情報の入手・伝達方法

（イ）我が家のリスク

（ウ）洪水のリスク

（エ）土砂崩れのリスク

- (オ) 地震のリスク
- (カ) 津波（高潮）のリスク
- (キ) 防災・災害情報の入手方法

③ 地図製版・印刷

次の内容で地図製版、印刷、加工を行う。

(ア) 規格

JISA1 判

(イ) 地図製版及び印刷方式並びに部数

オフセット地図多色刷印刷（4色／5色両面印刷）東京湾側及び相模灘側（表裏に2種を配置）：8地区（追浜・田浦、本庁・逸見、西1、西2、北下浦、久里浜、大津・浦賀、衣笠）

合計 177,000 部

内訳（予定）

1. 追浜・田浦 地区 22,500部
2. 逸見・本庁 地区 34,000部
3. 西1 地区 6,000部
4. 西2 地区 12,500部
5. 北下浦 地区 16,000部
6. 久里浜 地区 23,000部
7. 大津・浦賀 地区 36,000部
8. 衣笠 地区 27,000部

(ウ) 色数

9色刷【4色（ネズミ,C,M,Y,K）/5色（ネズミ,C,M,Y,K）】

(エ) 紙質

マットコート紙 57.5kg (A列本判)

(オ) 製本

経本折、蛇腹3山、二つ折（A4判仕上がり）

(カ) 梱包

100部梱包／袋

(キ) 仕分け・発送（配達）

370仕分け程度の上、各先へ個別発送（個別配達）する

(ク) 全市版インクジェット出力

A0判 20部

(ケ) 校正

3回程度（デジタルカラー校正出力、各校正につき8図×3部提出）

(5) 電子媒体の作成

ホームページ掲載用データについて、災害リスクマップ面及び防災啓発情報面について PDF 形式又は JPEG 形式のデータに変換を行う。

(6) 打合せ等

業務着手時、中間打ち合わせ、業務完了時及び校正打ち合わせについて6回程度行う。

(7) 報告書の作成

業務内容に関する報告書を作成する。

第9条 成果品

成果品は以下の各号とする。

(1) 地区別災害リスクマップ（追浜・田浦、本庁・逸見、西1、西2、北下浦、久里浜、大津・浦賀、衣笠）合計 177,000 部

(2) ホームページ用データ CD-R 1 式

(3) 業務報告書 1 式

第10条 成果品の納入方法及び場所

市内 370 か所程度の市内町内会館など市の指定する場所へ個別発送（個別配達）及び横須賀市役所本庁舎危機管理課の指定する場所 2 か所程度

第11条 その他

(1) 本業務の遂行において、委託者から資料の貸与を受ける必要がある場合は、監督員と協議する。なお、貸与された資料は本業務の目的以外に使用してはならず、業務完了後速やかに返却すること。

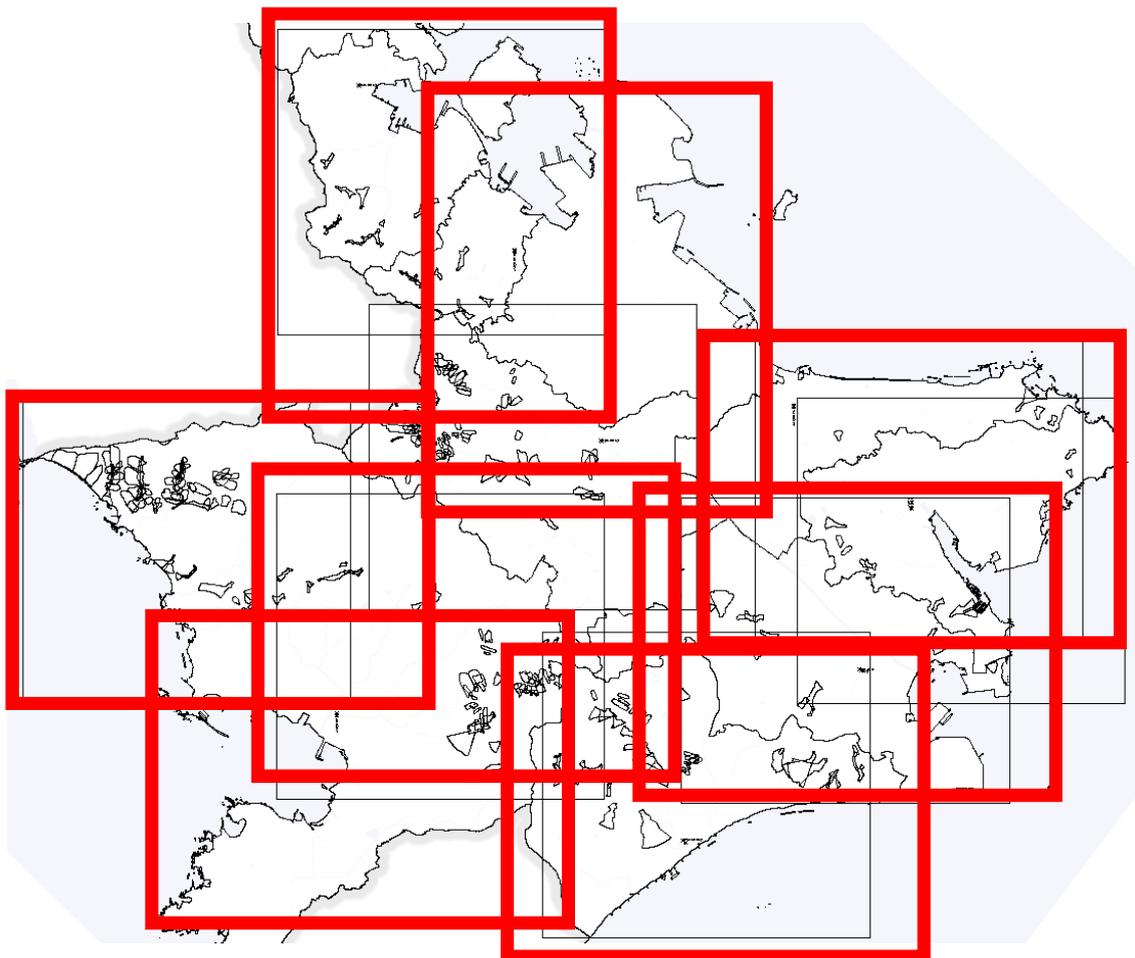
(2) 本業務に係る成果品の著作権等の権利は委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用してはならない。

(3) 受託者は、その不備が確認できた場合は成果品提出後であっても速やかに、受託者の費用をもって加筆又は修正するものとする。

(4) 受託者は業務上知り得た個人情報等の秘密を、他者に漏らしてはならない。

(5) 本仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者との協議の上、決定するものとする。

別紙1 分割単位イメージ (S=1:10,000 程度)



1. 追浜・田浦 地区
2. 本庁・逸見 地区
3. 西1 地区
4. 西2 地区
5. 北下浦 地区
6. 久里浜 地区
7. 大津・浦賀 地区
8. 衣笠 地区

オモテ面

横須賀市災害 リスクマップ (●●地区)	災害リスクマップ の見方	洪水のリスク	地震のリスク
災害・防災情報 我が家の連絡先 伝言ダイヤル 奥付	我が家のリスク	土砂崩れのリスク	津波(高潮) のリスク

ウラ面

横須賀市災害リスクマップ(●●地区)			
	地区単位の災害リスクマップ		